

物品・役務の提供に関する発注条件書

本物品・役務の提供に関する発注条件書（以下「本契約」という。）は、本注文書記載の物品及び役務（以下、「納品物」という。）に関する、アクセントゥア株式会社（以下、「甲」という。）と、甲からの注文を受けた受注者（以下、「乙」という。）との間における全ての取引に適用される。なお、本契約内で甲及び乙を「当事者」又は「両当事者」と表す場合がある。

1. 乙によって提供される物品・役務

1.1 注文

1.1.1 甲が発行する注文書（以下、「本注文書」という。）は、甲が求める納品物の内容を定めており、乙は、本契約が本注文書に従い納品される納品物に関する唯一の条件であることに合意する。ただし、甲及び乙が納品物の購入に関して別途、捺印された書面により合意をした場合は、当該合意（以下、「別途契約」という。）の条件が本契約に優先する。

1.1.2 甲により提供された本注文書受領日から甲の3営業日以内に乙が甲に対して注文を拒否する旨の書面による通知をしない限り、本注文書は当該3営業日の経過をもって乙によって全て受諾されたものとみなされる。

1.2 履行

乙は、納品物に材料及び製造上の瑕疵がなく、納品物が本契約において定める又は両当事者が書面により合意した仕様又は要件に適合していることを、保証し、約束する。納品物がかかる仕様若しくは要件を満たしておらず、又は納品物にその他の不適合がある場合、乙は、当該不適合に関する書面による通知を受領した後30日以内に、自己の費用負担にて、当該不適合を是正し、又は当該不適合を是正するための、甲にとって受諾可能な計画を提出するものとする。当該不適合が上記の30日の期間内に是正されず、又は甲が是正計画を受け入れなかった場合

、甲は、(i)全額の返金、又は(ii)当該納品物を無償で速やかに交換又は再履行することのいずれかを選択して乙に要求することができる。両当事者が納品物に関する仕様又は要件を本契約において定めていない場合でも、全ての納品物は、甲による検査及び検収を受けるものとする。乙は、納品物がいかなる特許権、商標権、著作権、その他の知的財産権を侵害していないことを甲に対して保証する。

1.3 引渡し

価格は、甲が指定した場所での引渡しに基づくものとし、輸送及び引渡しに関連する税、関税、運賃、保険料、その他の費用は全て乙の負担とする。納品物についての、所有権並びに滅失及び損傷の危険負担は、甲の履行指示に従って当該納品物が甲に引き渡され、かつ、甲による検収がなされるまで乙に帰属する。乙は、記録上の輸入者兼輸出者である。乙は、輸送中に滅失又は損傷した納品物の無償の代替品を、追加料金なしで遅滞なく提供することに同意する。当該納品物を甲の要求する期日までに納品しない場合、甲は本契約を以下に定めるとおり解除することができる。甲の施設又は甲の顧客の施設でサービスを乙が履行する場合、乙は、甲によって提供される労働安全衛生基準の他、当該職場及び安全に関する手続に従うものとする。

2. 支払い、請求及び租税

2.1 本契約に基づく支払いは、全て、日本円又は注文書において指定されたその他の通貨によるものとする。日本円以外の通貨（米国ドル、ユーロ、及び英国ポンドを含むがこれらに限らない）での支払いによる場合、甲は、自らに代わり、Accenture Finance Limitedに本契約に基づく支払いを行わせることができるものとする。

2.2 乙は、第1.3条の定めに従い甲による検収が完了した後、

代金の請求をすることができる。請求書は甲の担当部署宛てとする。甲に提出される請求書には、(i)納品物が本契約の規定に従ったものである旨記載の書面、(ii)該当する購入注文番号、請求番号、請求日付、甲の発注者の氏名、納品物とそれに対応する価格の説明を含む、当該請求書の対象期間の間に提供された納品物の説明、消費税法上の適格（簡易）請求書としての記載事項（乙が消費税法上の適格請求書発行事業者に該当する場合に限る。）、その他の法令上必要となる記載、(iii)乙が提供する納品物に関連する経費の精算が本契約において定められている場合には、領収書又は領収書が入手不可能な場合にはその他の書面を添えた経費明細書、を含む、適切な書面を含めなければならない。

2.3 甲は、本契約に従って、支払いを行う。支払いは、納品物を受領した日又はサービスの提供された日の当月末日を締切とし、翌月末日を支払期日として実施するものとする。請求金額の全部又は一部の支払いは、甲による納品物の検収の完了とはみなされない。理由の如何によらず乙が甲に対して負っている金銭債務がある場合、又は支払うべき金額に対する異議を甲が誠実に唱えた場合、甲は、適用ある法律により許される範囲で、支払いを延期又は相殺することができる。

2.4 本契約期間中及びその後3年間、甲は、本契約に基づく乙の活動に関連する乙の帳簿及び記録を、甲の費用負担で監査する権利を有する。

2.5 適用される租税は、別項目として請求されるものとする。甲は、本契約に基づき提供される納品物に対して公的な権限ある行政機関により課される売上税、使用税、付加価値税、物品・サービス税、その他類似の租税（乙の所得又は財産のみに基づく租税は除く）の全てを納付する。甲は、乙が適正な請求書により上記租税の明細を表示する場合、本注文書に基づき支払うべき金額に加えて、上記の租税を支払うものとする。甲は、乙が租税を支払い済みの場合には、支払いの証拠を求める権利を有する。甲に支払額から税額を源泉徴収又は控除する義務がある場合、甲は、かかる金額のグロスアップ計算を要求されないものとし、請求書に表示されている合計額から源泉徴収税を差し引いた金額を支払う。両当事者は、法律上許される範囲で、税額を最小限に抑えるよう誠実に協力するものとする。各当事者は、相手方が合理的に求める再販売証明書、条約証明書、その他の免税に関する情報を相手方に提供し、また、利用可能にするものとする。上記にかかわらず、再販売免税証明書の写しを甲が乙に提供する場合には、いかなる売上税も甲に請求されないものとする。

2.6 各当事者は、脱税の助長を防止するため、法令及び税務当局の規則に従って、方針、プロセス及び管理を確立し、維持し、かつ実施するものとします。両当事者は、本条に違反した場合、または脱税を促進する試み場合、それがプロバイダ提供物の提供もしくは受領、両当事者の事業の運営、または両当事者の脱税法の遵守に影響を及ぼす可能性がある場合には、合理的な期間内に書面により相互に通知することに同意します。本条違反は、「契約解除」に基づく重大な違反とみなされます。

3. 秘密保持

3.1 定義

本契約に基づく履行中に、一方当事者は、相手方当事者の過去、現在及び将来にわたる調査、開発、営業活動、製品、サービス及び技術情報で、開示当事者が秘密である旨指定した、又は開示の状況から秘密である旨が合理的に判断できるあらゆる形態の情報（以下、「秘密情報」という。）を入手する場合があります。甲の顧客又は顧客に関連する情報も甲の秘密情報とみなされる。

3.2 使用

当事者は、本契約の目的に必要な範囲において、一方当事者の秘密情報を使用又は複製することができる。

3.3 保護

各当事者は、開示当事者の秘密情報を自身の同種の秘密情報を保護する場合と同程度の方法で保護しなければならないが、いかなる場合においても合理的な注意水準を下回ってはならない。各当事者は、本契約に基づく納品物の納品、履行、管理、受領及び使用に関わる従業員（関連会社の従業員を含む）及び委託業者のみに秘密情報の利用を制限し、いかなる場合においても本契約と実質的に同程度の秘密保持義務をかかるとする。従業員及び委託業者に課すものとする。

3.4 返却

各当事者は、秘密情報を保持することが認められている場合でない限り、相手方からの要請があった場合には相手方の秘

密情報を返却又は破棄しなければならない。各当事者は、記録の保存あるいは品質保証上の要件を満たすため、本契約に従って、相手方の秘密情報のコピーを保持することができる。

3.5 例外

いかなる場合においても、本契約において以下の情報（アイデア、コンセプト、ノウハウ、技術又は方法論等を含むが、これらに限定されない）は、その使用を禁止又は制限されない。(a) 秘密保持義務を負うことなく受領当事者が既知していた情報。(b) 相手方の秘密情報を使用することなく、受領当事者が自ら開発した情報。(c) 受領当事者が、その知る限りにおいて、秘密保持義務を負わない第三者から得た情報。(d) 本契約違反せずに公に入手可能であり、又は入手可能となった情報。

3.6 義務に基づく開示

受領当事者が法令に基づく義務として法的手続に関連して相手方の秘密情報の開示を要求された場合、受領当事者は、法的に許容される範囲において速やかにその旨を開示当事者に通知し、かかる秘密情報の開示を実施しないよう開示当事者と合理的に協力する。開示当事者がかかる開示要求に抗し得ない範囲において、受領当事者は法令で要求される範囲において、開示要求に従うものとする。

3.7 公開

乙は、甲の書面による事前の同意のない限り、対外的発表、販促活動又はその他の当該組織外において可視的な手段において、本契約、その条項、事業情報に言及してはならず、また、甲の名称、ロゴ若しくは商標を使用してはならない。

3.8 個人情報の保護

甲若しくは甲の顧客が保有又は管理する個人に関するデータ又は個人を特定するデータ（以下、「個人情報」という。）に乙がアクセスし、処理し、又は使用する場合、乙は「別紙1個人情報の取扱い」、及び甲により提示される別紙A記載の追加の条件（もしあれば）に従うものとする。

4. 所有権及び知的財産権の帰属

4.1 乙は、甲の使用及び便益のためや、甲の顧客及び取引先にサービスを提供するにあたり、甲が納品物にアクセスしたり、納品物を使用したり、本契約の下で付与された権利を行使したり、かかる権利を甲の関連企業及び特定の使用者に移転したりするために甲が必要とする全ての権利及び利用権を、甲に対してここに譲渡しかつ付与する。乙又は乙への供給者によって提供された資料、プログラム及び文書であって、本契約に基づき納品物が提供される前から存在していたもの（以下、「既存資料」という。）に関する以外、納品物に関する全ての権利、権原及び権益（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び同第28条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に定められた権利を含む、全ての知的財産権を含む。）は、適用ある法律により許される範囲で、甲の独占的な財産であるものとする。乙の従業員がかかる知的財産権を有する場合、乙は、全ての知的財産権が乙の従業員

から乙に譲渡されるようにするものとし、また、乙は、当該知的財産権を甲に譲渡するものとする。乙は、納品物（既存資料を除く）に対する全ての権利、権原及び権益に対する所有権を甲に対してここに譲渡し、それらについての一切の著作人格権を行使しないものとする。乙は、第4.1条に定めるように、甲が納品物を使用するために必要な範囲で既存資料を使用又は修正することができる取消不能・非独占的・無期限で、全世界に及ぶ、対価が全額支払い済みである権利・ライセンスを、甲に対してここに譲渡しかつ付与する。既存資料又はオープンソースソフトウェア

は、甲の書面による事前の通知なしに納品物に組み込まれないものとする。

4.2 納品物がソフトウェアから構成される場合、甲は、甲が所有若しくは管理している機器又は第三者によって提供されるクラウドプラットフォームに当該ソフトウェアをインストールし、かつ、使用することができる。疑義を避けるために付言すると、納品物がクラウドベースのサービスから構成される場合、甲は、第4.1条に定めるように当該サービスを利用することができる。

4.3 乙は、納品物（又はその一部）による第三者の知的財産権の侵害又は悪用に関するいかなる請求についても、甲を防御し、免責し、補償することに同意する。また、侵害に関する請求がなされた場合、乙は、自己の費用負担にて、以下の救済手段のうち、最も実効性のある救済手段を速やかに行行使するものとする。(i) 本契約に基づき付与される権利を甲のために取得すること、(ii) 権利侵害に当たらなくなるように、かつ、本契約に適合するように当該納品物を是正すること、(iii) 当該納品物を、権利侵害に当たらず、かつ、本契約に適合するものと交換すること、(iv) 権利侵害に当たる当該納品物の返品又はキャンセルに応じ、かつ、支払い済み金額を払い戻すこと。

5. 法令遵守

5.1 甲及び乙は、以下に掲げる法律を含むがこれらに限らず、本契約の履行にあたって適用される、又は本契約開始日以後に適用される全ての法律を了知し、かつ理解しており、また、それらの法律をこれまで遵守しており、今後も遵守することを、表明しかつ保証する。これらの法律によって必要とされる全ての契約条項は、以下の言及により本契約に組み込まれる。

- (1) 米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国の贈収賄法（Bribery Act）及びその他の現地の腐敗行為防止法を含む、腐敗行為防止に関する法律
- (2) 2016年4月27日のEU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）2016/679（以下、「GDPR」という。）など、データ保護に関する法令及び規制当局の指針
- (3) 輸出入及び経済制裁に関する法律（以下、「貿易管理法」という。）
- (4) 入国管理、労働及び雇用に関する法律
- (5) 雇用機会及び差別禁止に関する法律
- (6) 環境法

乙は、以上の法律の違反を生じさせる納品物を甲に提供しないものとする。

5.2 書面による別段の合意のない限り、乙は、本契約に関連して譲渡又は使用するにあたって適用ある貿易管理法上の輸出承認又はその他の政府許認可を必要とする納品物を甲に提供しないものとする。求めがあれば、乙は、本契約の履行に際して提供される納品物の、適用ある貿易管理法上の輸出管理分類を、甲に通知するものとする。

5.3 乙は本契約の履行にあたり適用される法律に違反があった場合には速やかに甲に通知する。

6. 責任及び保険

- 6.1 法律により許される範囲で、甲は、いかなる場合でも、収入減、逸失利益、付随的損害、間接損害、派生的損害、特別損害又は懲罰的損害についての責任を負わないものとする。法律により許される範囲で、甲が全ての請求について乙に対して負う賠償責任の合計額は、いかなる場合でも、甲が本契約に基づき乙に支払うべき価格の合計を超えないものとする。乙、その従業員、又は乙の委託先が甲に損害を与えた場合、又は本契約の違反に関連して損害を生じた場合、乙はその損害の賠償の責任を負う。また、納品物に関連して甲が第三者から何らかの請求を受けた場合、又は費用（弁護士費用を含む）の支出を行った場合、乙は、その損害を賠償し、又は費用補償するものとする。
- 6.2 乙は、該当する適切な全ての保険（事業保険、労働者災害補償保険、自動車保険、エラーズ・アンド・オMISSION保険、専門職業賠償責任保険及び企業総合賠償責任保険等）に、乙の本契約における義務を十分に担保する金額で加入し、かつ、これを維持するものとする。乙が本契約に基づき個人の情報にアクセスする機会を有する場合、かかる保険にはサイバー（データプライバシー）関連の賠償責任に対する付保が含まれるものとする。

7. 譲渡及び再委託

- 7.1 乙は、独立の業者として受注している。本契約のいかなる規定も、共同事業体、パートナーシップ又は雇用関係を甲と乙（その従業員等を含む）との間に創出するとみなされず、そのように解釈されることもないものとする。甲は、乙の従業員等についての損害賠償責任又はその他の責任を一切負わない。乙は、甲の単独かつ合理的な裁量で、適法な理由がある場合、従業員等を本契約に基づく配置から外すものとする。
- 7.2 乙は、甲の書面による事前の同意なく、本契約又は自己の権利若しくは義務（個人情報の保護についての義務を含む）を（支配権の変更、合併その他の事由に起因するかどうかを問わず）第三者に譲渡、移転又は再委託してはならない。いかなる場合でも、乙は、自己の再委託先（復処理者を含む）の行動、過失又は不作為の全てについての責任を単独で負い続けるものとする。
- 7.3 甲の本契約上の権利、便益及び／又は義務は、いかなる関連企業にも譲渡又は移転することができる。乙は、かかる譲渡又は移転に対しここに予め同意する。

8. サプライヤー行動基準

乙は、<https://www.accenture.com/content/dam/accenture/final/a-com-migration/pdf/pdf-58/accenture-supplier-standards-of-conduct-final-japanese.pdf#zoom=50>に掲載された甲のサプライヤー行動規範（甲により適宜改定される可能性がある。）を遵守しなければならない。乙は甲に対して、サプライチェーンに関する人権及び環境観点からのデューデリジェンスをリスクに応じて適切に実施すること、並びに乙の起用するサプライヤーに対してサプライヤー行動規範と同等の義務を課すことを表明・保証する。乙は、サプライヤー行動規範への違反又はその疑いを認識した場合、Accenture Business Ethics Helpline（甲のビジネス倫理ヘルプライン）に報告するものとする。

9. 期間及び終了

- 9.1 本契約は乙が甲による注文を受諾したときに効力を発し、乙による納品物の提供が完了するまで有効となる。
- 9.2 いずれの当事者も、相手方が本契約の重要な規定に違反し、当該通知の根拠を明記した書面による通知を電子メールで 30 日前までに相手方に送付することにより、相手方が当該 30 日

間の猶予期間内に当該違反を是正しないことを条件に、本契約を終了することができる。疑義を避けるために付言すると、甲による乙への本契約の規定に従った適時の支払いの遅延は、重要な規定の違反とみなされる。甲は理由のいかんを問わず 30 日前までに電子メールで乙に書面による通知を送付することにより本契約を終了することができる。

- 9.3 本契約が終了した場合、乙は全ての仕掛の成果物、下書き、その他の納品物に関連して開発された資料、及び本契約に基づき乙により履行される予定の作業を完成させるために甲が必要とするその他の資料、文書又は情報を甲に提供しなければならない。本契約の満了又は解除があった場合でも、その性質上存続すべき条項（第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条を含むがこれらに限定されない）は引き続き効力を有する。

10. 準拠法及び紛争

- 10.1 両当事者は、訴訟又はその他の法的措置を講じる前に、本契約の下で生じる一切の紛争を、より上位の経営幹部層へのエスカレーションによって機密扱いで解決すべく、誠実な努力をするものとする。
- 10.2 本契約及び本契約の下で生じる一切の紛争又は問題は、法の抵触に関する規則の適用を除外して、日本法に準拠する。第 10.1 条を前提として、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用しない。

11. 一般条項

- 11.1 本契約は本件に関して両当事者間の完全な合意であり、口頭であるか文書であるかを問わず、いかなる事前の合意、条件、保証、表明、準備、連絡に優先する。両当事者は、クリックスルーやオンライン等による条件や納品物に付随している許諾は無効であり、甲を拘束しないことについて合意する。
- 11.2 本契約の変更は、両当事者により締結された合意文書によってのみ有効となり拘束力を有する。本契約のいずれかの部分が無効、違法又は執行不能と判明した場合、当該部分は本契約の残りの部分から分離されるものとし、本契約の残りの部分は、法律により許される最大の範囲で有効かつ執行可能であり続ける。
- 11.3 当事者による本契約に基づく権限、権利又は救済請求の行使の遅滞又は不実行は、かかる権利等の放棄とはみなされない。本契約において電子メールは書面とみなされる。
- 11.4 乙は、本契約に関連して、政策、法律又は行政規則に影響を与えることを意図した試みを行わない。乙による前文記載のような試みは、本契約の重大な違反とみなされる。
- 11.5 両当事者は、甲と同一国にある甲の関係会社の本契約に従って直接乙に注文する権利を有していることに合意する。関係会社による注文は、かかる関係会社と乙との間の別途の合意であることとみなされるもの、本契約の条件及び価格が、当該取引にも適用される。「関係会社」とは、法人組織かどうかにかかわらず、アイルランドにおいて設立された公開有限責任会社である、1 Grand Canal Square, Grand Canal Harbour, Dublin 2, Ireland に登記上の住所を持つ Accenture plc（登記番号 471706）によって支配される、又はその承継会社によって支配される、又は同社と共通の支配下にある主体のことをいい、「支配」とは、所有、契約その他の手段によって、直接又は間接を問わず、経営及び方針について指揮命令する能力を意味する。
- 11.6 別紙の追加
本契約に別紙が必要とされる場合、当該別紙は本契約に組み込まれ、「本契約」には当該別紙も含むこととする。本契約の条件に矛盾がある場合の優先順位は以下の通りとする。
(i) 本書及び両当事者により署名又は記名押印された書面。
(ii) 別紙 1、A のような別紙。
(iii) 両当事者による署名又は

記名押印はないものの、本契約に参照される形で明示的に組み込まれる他の書面。

11.7 電子署名

両当事者は、本契約への電子的な署名・捺印が可能であり、電子的な署名・捺印は、本契約の有効性、執行可能性、許容性において、手書きの署名又は紙面上の押印と同一であることに合意する。

12 情報セキュリティ

12.1 業界標準

乙は、甲のデータへのアクセスや、その処理または保管のために乙が使用するすべての製品、サービス、機器、ソフトウェアシステムおよびプラットフォームにおいて、業界標準に適合する適切な技術的かつ組織的なセキュリティ対策を講じるものとする。「甲のデータ」とは、甲、甲のクライアント、または甲が起用する乙以外のサプライヤーに関する一切の情報、データ、知的財産等（個人情報を含む。）であって、乙が甲への納品物の提供に関連して収集、保管、処理、受領または生成するものをいう。また、「業界標準」に適合するセキュリティ対策とは、情報技術業界における商業的に合理的なセキュリティ対策であって、甲のデータのセキュリティ、完全性および機密性を確保し、セキュリティ・インシデントから保護するためのものをいう。

12.2 不正なコード

乙が甲に開示する書面において明示された機能および性能を除き、乙が甲に提供する納品物には、その納品物やそれに関連する機器、通信装置等の機能不全、損傷、中断、障害等につながる可能性のあるいかなるプログラム、サブルーチン、コード、インストラクション、データまたは機能（ウイルス、マルウェア、ワーム、時限爆弾、シャットダウンデバイス、キー、認証コード、悪質バックドア、乙のアクセスを許すパスワード等を含むが、これらに限られない。）も含まれないものとする。

12.3 全てのソフトウェア・コンポーネントのセキュリティ

乙は、乙の納品物において使用される全てのソフトウェア・コンポーネント（オープンソースソフトウェアを含むがこれに限定されない。）の目録を適切に作成し、甲から要求を受けた場合には、その目録を甲に提供するものとする。また、乙は、納品物を甲に提供する前に、さらに提供後も本契約の期間中は継続的に、それらのソフトウェア・コンポーネントの中に、セキュリティ・インシデントにつながる可能性のあるセキュリティ上の欠陥や脆弱性がないかを評価するものとする。この評価によって欠陥や脆弱性が確認されたときは、乙は、甲に対して直ちにその事実および是正策を通知するとともに、タイムリーに是正策を講じるものとする。仮にタイムリーに是正策を講じることができない場合は、乙は、問題のあるソフトウェア・コンポーネントについて、欠陥や脆弱性を含んでおらず納品物の全体的な機能を損なわない健全なソフトウェア・コンポーネントへの置換えを実施するものとする。

12.4 セキュリティ評価

セキュリティに関する乙の実務および手続が、本契約に基づく乙の義務を満たしていないと甲が合理的に判断し、または真摯に信じた場合、甲は当該欠陥を乙に通知する。乙は、遅滞なく、(i) 自らの費用でかかる欠陥を是正するとともに、(ii) 甲または甲が正当に権限を与えた者が、乙の本契約に関連するセキュリティに関する活動に対する評価を実施することを許容し、(iii) 甲の要求に応じて、定期的に提示されるセキュリティ質問票に迅速に回答するものとする。甲が乙のセキュリティ上の問題を把握した場合、そのリスク度合いと当事者相互間で合意された是正時期が明示される。乙は、合意された是正期間内に、指摘された全て

のセキュリティ上の問題を是正するものとし、乙がこの期間中にハイリスクまたはミディアムリスクのセキュリティ上の問題を是正することができなかつたときは、甲は、直ちに、かつ、解除により乙が被る損害に関連したいかなる責任も負わずに、本契約を解除することができる。

12.5 アプリケーションの堅牢化

乙が甲に対して、甲がアクセスまたは使用するためのソフトウェア（SaaS やクラウドベースのソフトウェアを含む。）を提供するときは、乙は、本条の規定に従うものとする。乙は、業界標準に沿った安全なアプリケーションの開発のポリシー、手続および基準（例えば、SANS トップ 35 セキュリティ開発テクニック、プログラミングにおける一般的なセキュリティエラー、OWASP トップ 10 プロジェクト等）を策定・保持するものとする。これはウェブアプリケーション、モバイルアプリケーション、組み込みソフトウェア、ファームウェアの開発に適用される。アプリケーションの設計、開発、設定、テストおよび展開を担当する全ての役職員ら（第12条において、「役職員ら」とは、乙の役職員のほか、乙の委託先、エージェント等を総称する意味で用いる。）は、それらの活動を実行する資格・適性を有している必要があり、上記のポリシー、手続および基準に関する適切なトレーニングを受けるものとする。

12.6 インフラの脆弱性スキャン

乙は、納品物に関連する内部環境（サーバ、ネットワークデバイス等）については月次で、納品物に関連する外部環境については週次で、脆弱性スキャンを実施するものとする。乙は、このスキャンによって確認された事項に対応するための明示的なプロセスを整備するとともに、高リスクの脆弱性については 30 日以内に対処するものとする。

12.7 アプリケーションの脆弱性評価

乙が甲に対して、甲がアクセスまたは使用するためのソフトウェア（SaaS やクラウドベースのソフトウェアを含む。）を提供するときは、乙は、本条の規定に従うものとする。乙は、アプリケーションをリリースする前に、そのセキュリティ脆弱性評価を実施するものとする。この評価は、OWASP または SANS トップサイバーセキュリティリスク（評価実施時のものを指し、それらを承継して定められたものも含む。）により定められたすべてのアプリケーション・ソフトウェア脆弱性項目を網羅したものでなくてはならない。乙は、ハイリスクの脆弱性は、リリース前に必ず解消するものとする。また、乙は、甲の要求に応じて評価結果のサマリー（要是正事項を含む。）を甲に提供するものとする。乙は、この評価によって確認された事項に対応するための明示的なプロセスを整備するとともに、高リスクの脆弱性については 30 日以内に対処するものとする。

12.8 ウェブサイトの侵入テストとセキュリティ評価

乙は、納品物を甲の使用に供する前に、およびその後も少なくとも四半期に一度の頻度で継続的に、その納品物に関わるすべてのシステムとウェブサイトについて、総合的な侵入テストとセキュリティ評価を実施するものとする。乙は、四半期ごとに行われるテストのうち少なくとも年一回は、業界に知られた独立の第三者機関にそのテストを行わせるものとする。乙は、セキュリティ評価によって確認された事項に対応するための明示的なプロセスを整備するとともに、高リスクの脆弱性については 30 日以内に対処するものとする。また、乙は、甲の要求に応じてテスト結果及び評価結果のサマリー

（要是正事項を含む。）を甲に提供するものとする。

12.9 資産管理

- (i) 乙は、甲のデータが保存されている全ての媒体および機器について、資産目録を作成・保管するものとする。当該媒体および機器へのアクセスは、許可された役職員らにのみ制限されるものとする。
- (ii) 乙は、甲のデータが適切に識別され、かつ、甲のデータへのアクセスが適切に制限されるように甲のデータを分類するものとする。

(iii) 乙は、甲のデータの印刷に対する適切な制限、および本契約の履行のためにはや不要となった甲のデータが含まれる印刷物を適切に廃棄する手続について定めた利用規程を策定・保持するものとする。

(iv) 乙は、役職員らが甲のデータをポータブル機器に保存し、甲のデータにリモート環境からアクセスし、または当該データを乙の施設外で処理する場合には、事前に乙の組織内における承認が必要である旨を定めた適切な承認プロセスを策定・保持するものとする。リモート環境からのアクセスを承認する場合には、役職員らは、スマートカード認証、ワンタイムパスワード認証、生体認証等の要素を含む多要素認証を用いてアクセスを行うものとする。

12.10 アクセス制限

乙は、甲のデータおよび乙の資産へのアクセスを、権限が付与された役職員らにのみ制限する適切なアクセス制限規程を策定・保持するものとする。また、乙は、すべてのアカウントに、文字・数字・特殊記号を含む 8 字以上の複雑なパスワードが設定され、少なくとも 90 日ごとにパスワード変更がなされるようにするものとする。

12.11 暗号化

乙は、甲のデータを保護するために実施されるべき暗号化管理に関する規程および基準を策定・保持するものとする。

12.12 機器の安全な廃棄または再利用

乙は、記憶媒体を含む機器を廃棄または再利用する際には、事前に、業界標準に適合するプロセスを経て、甲のデータが確実に削除または上書きされたことを確認するものとする。

12.13 運用上のセキュリティ

乙は、納品物の提供に関連するすべてのオペレーティングシステム、データベース、アプリケーション、およびセキュリティ・ネットワーク機器においてログ記録とモニタリングを行えるようにするものとする。また、乙は、悪意のあるソフトウェア（公共ネットワークから侵入するものも含む。）からシステムを保護するためのマルウェア防止策を策定・保持するものとする。さらに、乙は、業界標準またはそれより良質なマルウェア防止ソフトウェアを利用するとともに、そのソフトウェアをその時点で最新の主要リリース版の状態に維持し、ベンダーからのメンテナンス・サポートを購入し、ソフトウェアの新リリース・新バージョンを速やかに適用するものとする。

12.14 情報の送受信と保存

乙は、甲のデータを送受信するときは、業界標準に適合する暗号化を実施するものとする。また、乙は、甲のデータが記録された物理媒体を乙の施設から持ち出す場合には、アクセス制限のため、業界標準に適合する暗号化を実施するものとする。

12.15 ワークステーションの暗号化

乙は、役職員らが甲のデータにアクセスしたり処理したりする場合、役職員らによって使用されるすべてのワークステーションおよびノートパソコンについて、少なくとも 256 ビット AES (Advanced Encryption Standard) によるハードディスク暗号化を実施するものとする。

13 一般条項

13.1 乙は、その親会社、子会社、関連会社並びにそれらの従業員及び 50%以上の持分を有する株主（総称して、以下「関係当事者」という）が以下に該当しておらず、また、将来にわたって該当しないことを、表明し、保証し、誓約する。

- (1) 組織的な犯罪グループ
- (2) 組織的な犯罪グループの構成員
- (3) 組織的な犯罪グループの準構成員
- (4) 組織的な犯罪グループの関連会社又は関連組合
- (5) 総会屋

(6) その他の上記と同等のグループ

13.2 乙は、関係当事者自身で又は第三者を通じて、以下の事項を実施したことがなく、また将来にわたって実施しないことを表明し、保証し、誓約する。

- (1) 暴力による要求
- (2) 法的な責任を超えた不合理な要求取引に関連した脅迫的な発言や行動
- (3) 風評の流布、不正な手段の使用、又は武力行使によって甲又は甲の関連会社の評判を貶めたり、事業を阻害したりする行動
- (4) その他の上記と同等の行為

13.3 甲が、第12.1条及び第12.2条の表明保証が真実でなかったことや乙が第12.1条及び第12.2条の誓約に違反したことを認識し、甲が乙と事業上の取引を継続することが不適切であると決定した場合、甲は、直ちに、かつ、当該解除により乙が被る損害に関連したいかなる責任も負わずに、本契約を解除することができる。

13.4 乙は、甲の事業ならびに職場環境に関する安全確保その他リスク管理を目的とし、法令等に反しない限りにおいて、業務の開始前に、乙が業務実施のために選任した作業担当者に対し、乙の費用負担で、かつ甲の指定する方法により、甲が別途定める基準を充足したバックグラウンドチェック（以下「バックグラウンドチェック」という。）を行うとともに、その結果を甲の求めにより甲に書面にて報告する。乙は、バックグラウンドチェックで問題のなかった作業担当者のみを甲の業務に従事させることを保証する。

別紙 1 個人情報の取扱い

第 1 条 (目的)

本書は、本注文書に基づき甲が乙に注文する納品物（役務提供業務も含む）のうち、次条に規定する個人情報を取扱う業務（以下「本業務」という。）について、当該個人情報の取扱い条件を定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

本書における用語の定義は、それぞれ以下に定める意味を有するものとする。

- 「個人情報」とは、本業務に関連して、甲が、書面、電子データ、口頭、映像又はその他の形態若しくは媒体によって乙に対して開示、提供し、又は乙が知得する個人に関する情報で、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別しうるものをいう。尚、これには他の情報と照合することにより特定の個人を識別しうるもの及びその複写・複製物を含むものとする。
- 「本業務」とは、甲が乙に委託する本注文書にいう業務をいう。
- 「従業者」とは、乙の取締役、執行役及び監査役並びに直接又は間接に乙の指揮命令を受けて乙の業務に従事している者（乙の正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員、乙にて業務に従事する派遣社員等を含む。）をいう。
- 「安全管理措置」とは、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために行われる、①組織体制及び規程整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育訓練等の人的安全管理措置、③入退室管理、盗難防止等の物理的安全管理措置、並びに④アクセス制御、不正ソフトウェア対策等の技術的安全管理措置をいう。

第 3 条 (安全管理措置)

- 乙は、本業務の遂行に際して、本書並びに「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）、関連法令及び管轄省庁策定のガイドライン等に定められた個人情報取扱事業者としての責務を果たすものとする。乙が法に定める個人情報取扱事業者に該当しない場合も同様とする。
- 乙は、本業務遂行に際して、以下に定める事項を含む安全管理措置を講じるものとする。
 - 個人情報に関する管理責任者を選任し文書で甲に届け出るとともに、当該管理責任者に個人情報の管理を徹底させる。
 - 本注文書の有効期間及びその終了後にわたり、個人情報に関する守秘義務の遵守を徹底し、かかる個人情報について甲の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示、漏洩してはならず、また、本業務の遂行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
 - 事前に甲の書面による承諾を得ることなく、バックアップ目的で作成する場合を除き、個人情報を複写・複製してはならない。

第 4 条 (従業者の監督)

- 乙は、本業務遂行のために個人情報に接する必要がある従業者に対し、以下の各号に定める措置を講じるとともに、該当する従業者に対して、必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 本業務遂行のために個人情報に接する必要がある従業者以外の者が接することのないように個人情報を保管し、個人情報に接する従業者に本書に定める乙の義務の内容を周知し、遵守させるものとする。当該従業者がその業務に従事しなくなった後も同様とする。
 - 本業務遂行のために個人情報に接する必要がある従業者に対して、必要な教育及び研修を行う。
- 乙は、甲から要請ある場合本書に定める乙の義務と同一の義務を履行することを誓約する旨の書面を従業者から取り付け、その写しを甲に提出するものとする。

第 5 条 (事故対応)

- 乙は、乙又は再委託先において次のいずれかに該当する事実（以下「事故等」という。）が発生したとき、又は発生の虞があると認めるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従わなくてはならない。
 - 個人情報（その記録媒体を含む。）の毀損、滅失、紛失、盗用、盗難等。
 - 本業務の目的以外の目的での、あるいは本業務遂行に必要な範囲を超えた個人情報の利用。
 - 本業務実施に際して個人情報に接する必要がある従業者以外の者への個人情報の開示、漏洩等。
 - 本書並びに法、関連法令及び管轄省庁策定のガイドライン等のいずれかに違反する行為。
- 乙は、事故等が発生した場合、乙の費用において①事故等の原因究明、②事故等による被害発生、拡大を防止するための措置、③事故等の被害者への通知、必要な公表の実施、④被害者からの苦情、異議、請求等への対応、及び⑤再発防止策の策定とその実行を行うものとする。甲が、これらの対応の一部を行った場合は、乙は、甲がかかる対応をするために費やした費用を負担し、かつ甲に生じた損害を賠償しなくてはならない。
- 乙は、事故等に関して、個人情報保護委員会を含む管轄省庁への甲による報告のために必要な情報の提供を甲が求めた場合には、甲指定の方法により、当該情報を直ちに提供しなくてはならない。乙は、当該情報提供のために必要な場合は、乙の費用において調査等を行うものとする。

第 6 条 (本人に対する責任)

乙は、本人から個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の要請を受けた場合、あるいは行政機関、司法機関等、本人以外の第三者から個人情報の提供を要請された場合、速やかに甲に通知し、甲と協議のうえ必要な対応をとるものとする。

第 7 条 (監査・確認)

- 甲は、本書に基づく乙の義務の履行状況を確認するため、報告・資料の提出を随時乙に対して求めることができる。
- 甲は、前項の報告等をふまえて必要と判断するときは、乙又は再委託先の施設に立ち入り、本書の遵守状況について監査又は確認等を行うことができる。
- 甲は、前各項の報告・監査等の結果を踏まえて必要と判断するときは、乙及び再委託先に対して、必要な是正措置を講じるよう求めることができる。
- 乙は、前三項による甲の要求を正当な事由なしに拒んではならず、また再委託先をして甲の要求に従うべく適切な措置を講じなくてはならない。

第 8 条 (個人情報の返還)

本注文書の終了若しくは解除の場合、又は甲が要求した場合、乙は、本業務の遂行に際して甲から受領又は自ら知得した個人情報をその複写・複製物を含め、乙の費用にて甲に速やかに返却するか、返却に代えて自らその費用にて廃棄又は消去し、複写・複製物を含む個人情報を再生不可能な状態にしたうえで、当該廃棄又は消去を証明する書類を甲に対して提出するものとする。

第 9 条 (契約の解除)

乙が本書のいずれかの条項に違反した場合において、甲が乙に相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合、甲は、本注文書の全部又は一部を解除することができる。尚、本条に基づく解除は、甲から乙への損害賠償請求を妨げるものではない。

第 10 条 (損害賠償等)

- 乙は、本書に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合、甲又は当該第三者にその損害を賠償する責を負うものとする。乙が賠償責任を負う範囲には、弁護士費用を含む裁判費用、及び発生した本件事故等に関して甲が被害者に支給した金銭等、一切の費用支出に伴う損害が含まれるものとする。

2. 前項に加え、乙は、乙又は再委託先が本書に定める条項のいずれかに違反したことにより、甲と甲の顧客その他の第三者との間で争いが生じ、甲が当該顧客又は第三者から訴訟上あるいは訴訟外において損害賠償請求等を申し立てられた場合には、甲と協議のうえ、乙の費用と責任において当該申し立てを解決するものとする。但し、甲が自己の判断により当該申し立てを解決した場合、乙は、かかる解決のために甲が要した一切の費用相当額を速やかに甲に支払うものとする。

第 11 条 (存続条項)

本注文書が終了した後においても、本書第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第 4 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項、第 5 条乃至第 10 条並びに第 12 条の規定は、引き続き期間を定めず、有効に存続するものとする。

第 12 条 (優先関係)

本書の定めと、本注文書の定めの間で矛盾、抵触する事項がある場合には、本書の定めが優先的に適用されるものとする。

第 13 条 (データ移転)

乙は、法的に有効なデータ転送根拠なしに、又は追加の契約を甲と締結することなく、欧州経済領域 (EEA)、英国、及びスイスから発信された甲の個人データを、承認された管轄区域外の管轄区域に転送、アクセス、又はその他の方法で取り扱わないものとする。「承認された管轄区域」とは、EEA の加盟国、又は欧州委員会によって個人データに対する適切な法的保護が保証されると認定されるその他の国または地域 (英国およびスイスを含む) を意味するものとする。

以 上